

# 令和 6 年度 埴生小学校 相談体制

埴生小学校 026-272-0158

困っていること、相談したいこと

- 【例】
- ・友だちとうまくやれているだろうか…
  - ・学習についていけない気がする…
  - ・先生はこのことを知っているだろうか…
  - ・子どもが不安を訴えている 等

校内の  
相談窓口

学級  
担任

担任だけではなく、他にも次のような窓口があります。

不登校・登校しぶり	→ 「不登校対策委員長」
いじめ	→ 「生徒指導主任」
スクールセクハラ	→ 「養護教諭」
その他お困りのこと	→ 「教頭」
教育相談	→ 「特別支援コーディネーター」

※ 「 」の名称で呼び出してください。

「不登校対策委員会」「食物アレルギー対応委員会」「いじめ対策委員会」「校内就学相談委員会」「学校衛生委員会」の校内委員会で対応いたします。相談や支援の経過は、校長・教頭が、担当からの報告（随時）や、定例の報告会などから確認をします。

校内委員会

ケース会議（校内での教育支援）

現在の子ども様子、これまでに有効だった支援の内容の確認などから、今後の支援の方向や、校内の役割分担を決めだして、校内支援につなげたりSC、SSW、チャイルドサポーター、教育支援センター、民間のフリースクールなどの外部の機関につなげたりする会議です。

会議の結果やその後の経過を、相談者（保護者）と共有しながら支援をします。

教育相談

ケース会議での支援の方向とその経過から、学校と相談者（保護者）、外部の方（市の調査員など）で、今後どのように支援を行うかについて共有し、支援の継続や新たな方向性を確認したり、必要に応じて就学相談につなげていくことを確認したりする会議です。

就学相談につなげる手続きがきちんと行われているか、校長、教頭、特別支援コーディネーター、学級担任と確認し、進めます。

支援会議

経過を観察しながら、学校と相談者、必要に応じて外部の方と共有し、支援の妥当性や改善点などについて考える会議を定期的に行います。

就学相談（市教委支援委員会）

教育相談による校内での支援の結果、「望ましい学びの場が必要」について検討した方が良いと考えられるときに、相談者（保護者）の合意のもと学校から市教育支援委員会に申し込みます。

専門のスタッフが、実際に子どもの様子を観察したり聴き取りをしたりしながら学びの場について判断したり、校内での支援の方向についてアドバイスをいただきます。